

名古屋高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 第三者異議控訴事件

国側当事者・国

令和4年6月30日棄却・上告

(第一審・名古屋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年12月3日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-30))

判 決

控訴人	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	山内 順
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	長尾 武明
同	中村 優希
同	小野 晴彦
同	本田 龍一朗

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要(以下、略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、被控訴人が、控訴人に対し、控訴人が本件各不動産に設定を受けた根抵当権に基づき、それぞれ申し立てた2件の担保不動産競売手続開始決定について、申告所得税等の滞納者が本件各不動産の所有権を有する第三者であると主張して、通則法42条が準用する平成29年法律第44号による改正前の民法423条1項本文に基づき、被控訴人の滞納者に対する租税債権を保全するため、上記滞納者に代位して、本件各不動産の所有権に基づく権利の行使として、上記各担保不動産競売開始決定による本件各不動産に対する差押えの排除を求める第三者異議の訴えの事案である。

原審が被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

2 前提事実

- (1) 前提事実は、次の(2)のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 原判決の補正

- ア 原判決3頁13行目の「滞納者」を「本件滞納者」に改める。
- イ 原判決3頁21行目の「原告は」の次に「、平成30年」を加える。
- ウ 原判決5頁3行目の「提起するとともに」の次に「、同月9日」を加える。
- エ 原判決5頁6行目の「当裁判所」を「名古屋地方裁判所」に、9行目及び12行目の各「当庁」（2か所）をいずれも「名古屋地方裁判所」に、それぞれ改める。

3 争点及びこれについての当事者の主張

争点及びこれについての当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があると判断する。その理由は、次の2のとおり、原判決を補正する（控訴理由に対する判断を含む。）ほかは、原判決の「事実及び理由」の第3及び第4に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決14頁25行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「 なお、控訴人は、担保権設定者が執行手続上所有者として取り扱われなかったような場合でも、担保権設定者は第三者異議の訴えを提起することができない旨主張するが、上記に照らし、採用することはできない。」

(2) 原判決15頁12行目の「37条2項」を「37条1項」に、同行目の「当裁判所」を「名古屋地方裁判所」に、13行目の「当庁」を「名古屋地方裁判所」に、14行目の「認可することとして」から15行目末尾までを「認可することとする。」に、それぞれ改める。

3 控訴人は、上記2において判断を加えた以外にも、るる主張して原判決を非難するが、原判決の認定・判断は、前記2において補正した点を除き、その挙示する証拠等に照らし正当として是認することができるものであり、控訴人の非難は当を得ないものというほかない。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 土田 昭彦

裁判官 山本 万起子

裁判官 西野 光子